

## 競争入札参加者資格審査申請（建築物管理業務）について

令和8・9年度において、石川県が発注する建築物の管理業務の契約に係る競争入札に参加をご希望の方は、石川県電子申請システムより競争入札参加者資格審査の申請を行ってください。

ただし、次の各号に該当する場合は資格審査申請をすることができません。

- 1 成年被後見人並びに被保佐人、被補助人及び未成年者のうち契約締結のために必要な同意（許可）を得ていない者
- 2 令和7年10月1日（以下「審査基準日」という。）の属する事業年度の直前の事業年度の決算（以下「直前決算」という。）において、請負高のない者
- 3 審査基準日の前日までに納期限の到来した石川県税（地方消費税を含む。）を滞納している者
- 4 事業に関し許可、認可を必要とする場合において、これを得ていない者
- 5 次のアからオまでのいずれかに該当する者
  - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
  - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
  - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

### 1 申請の受付期間

令和7年11月4日（火）から令和7年11月28日（金）

※電子申請後の必要提出書類の提出期限は、11月28日必着。

### 2 資格の有効期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

### 3 申請方法

「石川県電子申請システム」

(<http://ttzk.graffer.jp/pref-ishikawa/smart-apply/apply-procedure-alias/kentikubutu-teiki>)にアクセスし、申請フォームに必要事項を入力、ファイル添付した後、必要な書類を提出してください。

本申請はパソコンでの手続きをお願いいたします。（スマートフォン、携帯電話非対応）

#### <注意事項>

- ・封筒を除く提出書類は、すべてA4サイズとし、ホチキス留めやひも綴じは不要です。
- ・郵送の場合は、未到達防止のため、簡易書留等記録が残る方法とし、封筒に「競争入札参加者資格申請書類在中」と朱書してください。
- ・令和7年11月29日以降に提出された場合については、競争入札参加者資格名簿への登録が令和8年4月15日以降となることがあります。

#### 4 資格審査申請対象者

資格審査申請者は次に掲げる事業のいずれかを営み、資格要件を具備し、許可証・資格者証等の写しを添付した者を対象とします。(以下の文中における「ビル管理法」とは、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」を指します。)

事業の種類	資格要件	添付書類
清掃業	ビル管理法に基づく都道府県知事の登録を受けていること。	建築物清掃業登録証明書または建築物環境衛生総合管理業登録証明書
警備業 (施設警備)	警備業法に基づく都道府県公安委員会の認定を受けていること。	警備業者標識
機械警備業	警備業法に基づく都道府県公安委員会の認定を受けており、かつ、石川県公安委員会に機械警備業の届出が受理されていること。	警備業認定証または警備業者標識及び機械警備業届出受理書
空気環境測定業	ビル管理法に基づく都道府県知事の登録を受けていること。	建築物空気環境測定業登録証明書または建築物環境衛生総合管理業登録証明書
飲料水貯水槽清掃業	ビル管理法に基づく都道府県知事の登録を受けていること。	建築物飲料水貯水槽清掃業登録証明書
ねずみ昆虫等防除業	ビル管理法に基づく都道府県知事の登録を受けていること。	建築物ねずみ昆虫等防除業登録証明書
浄化槽維持管理業	ふるさと石川の環境を守り育てる条例等に基づく都道府県知事の登録を受けていること。	浄化槽保守点検業登録証明書 (金沢市長登録がある場合は、その写しも添付すること)
空調設備保守管理業	労働安全衛生法に基づく「ボイラー技士」及び消防法に基づく「危険物取扱者」の資格を有する者を雇用していること。	ボイラー技士免許証及び危険物取扱者免状
消防設備保守管理業	消防法に基づく「消防設備士」又は「消防設備点検資格者」の資格を有する者を雇用していること。	消防設備士免状又は消防設備点検資格者免状
電気設備保守管理業	電気事業法に基づく「電気主任技術者」の資格を有する者を雇用していること。	電気主任技術者免状
電話設備保守管理業	工事担任者規則(郵政省令)に基づく「工事担任者」の資格を有する者を雇用していること。	工事担任者資格者証
昇降機保守管理業	建築基準法に基づく「建築士」又は「登録昇降機検査資格者講習修了者」の資格を有する者を雇用していること。	建築士免許証又は登録昇降機検査資格者講習修了証

事業の種類	資格要件	添付書類
設備機器運転監視業	労働安全衛生法に基づく「ボイラー技士」、消防法に基づく「危険物取扱者」及び「消防設備士」又は「消防設備点検資格者」並びに電気事業法に基づく「電気主任技術者」の資格を有する者を雇用していること。	ボイラー技士免許証、危険物取扱者免状及び消防設備士免状又は消防設備点検資格者免状並びに電気主任技術者免状
一般廃棄物処理業	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条により、その区域を管轄する市町長の委託又は許可を受けていること。	一般廃棄物収集運搬業許可証 一般廃棄物処分業許可証
産業廃棄物処理業	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項または第6項の規定に基づき産業廃棄物の収集運搬業または処分業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事または施行令第27条第1項で定める市の長の許可を受けていること。	産業廃棄物収集運搬業許可証 産業廃棄物処分業許可証
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項または第6項の規定に基づき特別管理産業廃棄物の収集運搬業または処分業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事または施行令第27条第1項で定める市の長の許可を受けていること。	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証 特別管理産業廃棄物処分業許可証
	廃棄物処理法第15条の4の4第1項に基づく環境大臣の認定を受けていること。	低濃度PCB廃棄物無害化処理施設の認定証
その他保守管理業	上記に掲げる以外の事業で、建築物を管理するため必要な保守管理事業を営んでいること。	

## 5 提出書類

次の書類を各1部提出してください。**必要書類の提出が完了した段階で申請受理**となります。

※【写し可】と書いてある書類は、ほぼ原寸大かつ内容が鮮明（印影部分含む。）であれば写しでも可能です。

< 申請書類一覧 >

○印：必ず提出

△印：該当する場合に提出

法人	個人	書類名	発行元	留意事項	欄
○	○	競争入札参加者資格審査申請書（建築物管理業務）		HP から県様式をダウンロードし作成、電子申請システムに添付し、印刷	
○		登記事項証明書【写し可】	法務局	・履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書 ・申請日の3ヶ月前以内に発行されたもの	
△	△	石川県納税証明書（第2号の3様式）【写し可】	県税事務所	・石川県内に本社・支店等がある場合（委任されていない場合も含む）に提出 ・令和7年10月1日以降に発行された、県税全般の滞納がないことの証明書 [P5参照]	
○	○	消費税及び地方消費税に係る納税証明書（様式その3又はその3の3（個人はその3の2））【写し可】	確定申告を行った税務署	・審査基準日直前の確定申告を終えた決算の営業年度におけるもので、未納税額のない証明書 [P5参照] ・令和7年10月1日以降に発行されたもの	
○		財務諸表【写し可】 ・貸借対照表、損益計算書		・審査基準日の直前決算のもの（1年分） ・会社単体の確定した財務諸表を提出（連結決算や試算表は不可）	
	○	「所得税青色申告決算書（青色申告）」又は「収支内訳書（白色申告）」【個人番号が記載されていない控用の写し】		審査基準日直前の事業年度分における所得税確定申告時のもの	
△	△	事業に関し必要とされる許可、認可等または登録若しくは届出を証する書類の写し	発行機関	・内容が確認できるもの ・申請日において有効期限が過ぎていないもの [P2～P3参照]	
△	△	申請業種に従事する技術者が有する資格・免許等の写し	発行機関	申請日において、写真の書き換え、講習の受講等の期限が過ぎていないもの [P2～P3参照]	
○	○	役員等名簿		HP から県様式をダウンロードし作成、電子申請システムに添付し印刷	
△	△	委任状 <b>※押印必要</b>		入札・契約等の権限を委任する場合、県様式をダウンロードし作成	
△	△	本店所在地が確認できる資料（会社案内、公共料金の領収書等）		本店所在地と登記上所在地が異なる場合に提出	
○	○	110円切手を貼付した宛名入り定形（長3）封筒		令和8年3月下旬に発送予定の決定通知書の郵送に使用	
△	△	ISO14001、エコアクション21、いしかわ事業者版環境ISO又はいしかわ工場・施設版環境ISOの登録証等の写し	認証機関	・認証・登録を受けている場合に提出 ・認証・登録期間に申請日が含まれているもの	
△	△	いしかわ版里山づくりISOの認証書の写し	石川県里山振興室	・認証を受けている場合に提出 ・認証期間に申請日が含まれているもの	
△	△	エコドライブ推進事業所の認定証の写し		・認定を受けている場合に提出 ・認定期間に申請日が含まれているもの	
△	△	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定届の写し【労働局の受付印があるものに限る】		・行動計画を定め、厚生労働大臣へ届け出た場合に提出 ・行動計画の計画期間に申請日が含まれているもの ・電子申請の場合は受理完了メールを印刷したもの	
△	△	いしかわ男女共同参画推進宣言企業の認定書の写し	石川県女性活躍・県民協働課	・認定を受けている場合に提出 ・認定期間に申請日が含まれているもの	
△	△	障害者の雇用状況に関する書類（障害者雇用状況報告書等）		・法定雇用率を達成している場合は、障害者雇用状況報告書の写し（公共職業安定所の受付印等があるもの ※電子申告の場合は、申告到達画面又は到達メールのコピーも添付） ・常時雇用する労働者が39.9人以下の場合は、障害者を常時雇用していることが確認できるものの写し（「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書（受付印のあるもの）」及び「障害者手帳」等）	
△	△	消防団協力事業所の認定証等の写し	市町村	・認定を受けている場合に提出 ・認定期間に申請日が含まれているもの	
△	△	いしかわ健康経営宣言企業の認定証の写し	石川県健康推進課	・認定を受けている場合に提出 ・認定期間に申請日が含まれているもの	
△	△	パートナーシップ構築宣言企業の宣言書の写し	石川県産業政策課	・宣言している場合に提出 ・申請日以前に宣言されたもの	

## 納税証明書に係る留意事項

### ア 石川県納税証明書

石川県内に本社・支店等がある事業者（委任されていない場合を含む）は、金沢県税事務所、小松県税事務所、中能登総合事務所総務企画部税務課、奥能登総合事務所総務企画部納税課で交付を受けてください。

### イ 消費税及び地方消費税の納税証明書

確定申告を行った税務署で交付を受けてください。

## 6 審査項目について

提出された申請書及び財務諸表等により次の項目を審査します。

- (1) 営業年数  
審査基準日の前日までの営業年数
- (2) 役員及び従業員数  
審査基準日の前日における常勤の役員及び従業員数
- (3) 自己資本の額  
直前決算における自己資本の額（法人にあつては資本金額に準備金、積立金及び繰越利益金の額を加えた額とし、個人にあつては純資本の額とする。）
- (4) 技術者数  
審査基準日の前日における法令等に基づく技術者数
- (5) 流動比率  
直前決算における流動資産の額を流動負債の額で除して得た率
- (6) 申請業種の売上高の合計  
損益計算書の総売上高のうち申請業種の売上高の合計
- (7) 社会的取組の状況
- (8) 指名停止の状況

## 7 審査結果の通知

審査の結果、競争入札参加者資格を有すると決定した場合は「石川県電子申請システム」により、「審査完了通知メール」が送信されます。

また、別途「競争入札参加資格者決定通知書（建築物管理業務）」により通知します。

（令和8年3月下旬郵送予定）

## 8 その他

- (1) 申請内容・提出書類に不備がある場合、競争入札参加資格者名簿への登録が遅れることがありますので、申請・書類の提出にあたっては不備がないか十分確認してください。
- (2) 申請内容の一部は公開することがありますのであらかじめご了承ください。

## 申請手続きについて

### (1) 利用者登録

- ① 「石川県電子申請システム」へアクセスします。

<http://ttzk.graffer.jp/pref-ishikawa/smart-apply/apply-procedure-alias/kentikubutu-teiki>

- ② 「新規登録またはログインして申請」をクリックしてください。

※ここで「アカウント登録せずにメールで申請」にすると、一時保存や申請履歴の確認ができなくなります。必ず「新規登録またはログインして申請」を選んでください。

## 〇〇の申請

入力の状況

0%

東市の「〇〇の申請」のオンライン申請ページです。

**Grafferアカウントを利用する方**

ログインしていただくと、申請書の一時保存や申請履歴の確認ができます。

⇒ **新規登録またはログインして申請**

または

**Grafferアカウントを利用しない方**

メールアドレスの確認のみで申請ができます。  
一時保存や申請履歴の確認など一部機能は使えません。

**アカウント登録せずにメールで申請**

- ③ Graffer アカウントをお持ちの方は該当の方法でログイン、お持ちでない方は「新規アカウント登録」をクリックしてください。

**Grafferアカウントをお持ちの方**

[Grafferアカウント規約](#)  [プライバシーポリシー](#)  をお読みの  
うえ、同意してログインしてください。

 **Googleでログイン**

 **LINEでログイン**

 **メールアドレスでログイン**

[ログイン方法について教えてください](#) 

[GPズIDでログインする](#)  **A**     **CAPS**   
**KANA** 

**Grafferアカウントをお持ちでない方**

Grafferアカウントに登録すると、申請書の一時保存や申請履歴の確認ができます。アカウント登録は無料です。

**新規アカウント登録**

Graffer アカウントをお持ちの方：ログイン後、10ページへ進む  
新規アカウント登録の方：④へ進む

- ④ 「Google で登録」「LINE で登録」「情報を入力して登録（メールアドレスで登録）」  
のいずれかから登録方法を選び、登録

※姓名欄は登録したい商号・名称（例：株式会社 石川）を入力してください。

※行政書士事務所に申請手続きを依頼する場合、メールアドレス等は行政書士事務所  
担当者のもので登録してください。

 **Googleで登録**

 **LINEで登録**

[外部サービスでの登録とは？](#) 

**情報を入力して登録**

すべての項目を入力し、アカウント登録に進んでください。

<b>姓</b> <small>必須</small>	<b>名</b> <small>必須</small>
<input type="text" value="株式会社"/> 	<input type="text" value="石川"/> 

**メールアドレス** 必須

**パスワード** 必須

8文字以上50文字以内で入力してください、半角英数字と記号を使用可能です

- ⑤「情報を入力して登録（メールアドレスで登録）」の場合、「Graffer アカウントに登録」をクリックすると以下の画面が出ます。

 **アカウントの仮登録が完了しました。**

本登録用のメールを送信しましたので、アカウントの本登録をお願いいたします。

メールが届かない場合、以下の2点をご確認ください

- ・迷惑メールフォルダに届いている
- ・入力されたメールアドレスに誤りがある

※PCメールの受信拒否設定をされている場合、「@mail.graffer.jp」を受信できるように設定いただきますようお願いいたします。

※本登録用のメールが届かない場合、お手数ですが、再度ご登録操作をお願いいたします。

- ⑥登録したメールアドレスに本登録のための URL が届くので、URL にアクセスします。

- ⑦以下の画面が出たら登録完了です。

 **Graffer**  
アカウント

アカウントの本登録完了



 **アカウントの本登録が完了しました。**

[こちらからログインしサービスをご利用ください。](#)

## (2) 申請

### ◇申請手続きの開始

- ① 「石川県電子申請システム」  
(<https://ttzk.graffer.jp/pref-ishikawa/smart-apply/apply-procedure-alias/kent-ikubutu-teiki>) にアクセス
- ② 「新規登録またはログインして申請」をクリック
- ③ 「(1) 利用者登録」で登録した方法で Graffer アカウントにログイン
- ④ 利用規約をご確認のうえ、よろしければ「利用規約に同意する」にチェック
- ⑤ 「申請に進む」をクリック
- ⑥ 以降、項目に沿って必要事項を入力・添付してください。  
※添付できるのは1つの設問に対して1つのファイルです。  
1つの設問に対して複数ファイルがある場合（役員等名簿）は、ZIP データにまとめてから添付してください。
- ⑦ 最後まで入力が終わりましたら、「この内容で申請する」をクリック
- ⑧ 「申請が完了しました」の画面が出ます。併せて、アカウント登録したメールアドレスに通知が届きます。
- ⑨ 申請内容を確認したいときは、⑧の完了画面内のリンク又はアカウント登録したメールアドレス宛に届いたメールに記載の URL から確認できます。
- ⑩ 「申請内容」をクリックすると、申請内容を確認できます。

### ◇一時保存

入力を中断したいときは、各入力項目のページ下部の「一時保存して、次へ進む」を押してください。

保存期間は30日間です。同じアカウントでログインし、この手続きの申請ページを開くことで、一時保存した内容から申請を再開できます。

### ◇申請取下

- ① アカウント登録したメールアドレス宛に届いたメールに記載の URL を押してください。
- ② 「申請を取り下げる」を押してください。
- ③ 「取り下げる」を押してください。その後、アカウント登録したメールアドレス宛に通知が届きます。

システムの操作方法で不明点がありましたら画面下部の「よくあるご質問」をご確認ください。



運営会社   利用規約   Grafferアカウント利用規約   プライバシーポリシー   **よくあるご質問**   Graffer スマート申請 ウェブアクセシビリティ方針

### (3) 必要書類の準備・提出

- ① 電子申請の手続き完了後、4ページの「申請書類一覧」を参照し、提出前に必ず欄で提出漏れがないかご確認の上、簡易書留等による郵送又は持参により、下記まで提出してください。
- ② 申請に必要な書類が管財課に届き次第、内容を確認します。

#### 【提出先】

〒920-8580

石川県金沢市鞍月1丁目1番地（石川県庁行政庁舎6階）

石川県総務部管財課庁舎管理グループ

TEL：076-225-1261      FAX：076-225-1264

#### <審査の結果>

##### ア 不備がある場合

- 修正の必要がある場合は、管財課から連絡します。  
申請中のものの一部修正はできないので、申請を取り下げいただき、改めて正しい内容で申請し直してください。
- 修正を依頼してから長期間、データの修正や書類の再提出がされない場合は、不受理とします。申請が必要な場合は再度申請を行ってください。
- 修正内容が軽微な場合には、こちらで修正することがあります。

##### イ 不備がない場合・修正が完了した場合

申請を受理します。受理した際には「審査完了メール」で通知しますのでご確認ください。

### (4) 決定通知書の受領

競争入札参加者資格を有すると決定した事業者には、別途「競争入札参加資格者決定通知書」により通知します。再発行はできませんので、紛失しないように注意してください。（令和8年3月下旬郵送予定）

申請内容に虚偽があった場合には、競争入札参加者資格を取り消す場合があります。

